内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十五号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第六号及び第十三号、第三条第一項及び第四項、第四条の二第三項、第六条第一項（同法第六条の三第一項において準用する場合を含む。）並びに第六条の二第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「提示又は」を「提示若しくは」に、「いずれかの書類又は」を「書類のいずれか若しくは」に、「又は記録がされた」を「若しくは記録がされ、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十九条第四項の規定により公表された」に改め、「（平成二十五年法律第二十七号）」を削り、「個人番号若しくは」を「個人番号及び」に改め、「既に個人番号」の下に「若しくは法人番号」を加える。

第三条の三中「提示又は」を「提示若しくは」に、「いずれかの書類又は」を「書類のいずれか若しくは」に、「又は記録がされた」を「若しくは記録がされ、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された」に、「個人番号若しくは」を「個人番号及び」に改め、「既に個人番号」の下に「若しくは法人番号」を加える。

第五条第一項中「いずれかの書類」を「書類のいずれか」に改め、同項第二号中「この号」の下に「及び第四項並びに第九条の三第二項」を加え、同条第二項中「する個人の氏名」を「する者の氏名又は名称」に、「個人番号その他」を「個人番号又は法人番号その他」に、「当該個人の前項第一号」を「その者の前項各号」に、「提示又は」を「いずれかの提示若しくはその者の」に、「受けて」を「受け、又は第四項の規定による確認をして」に、「個人（」を「国外送金等をする者（」に、「当該個人の氏名」を「その者の氏名若しくは名称」に、「個人番号が」を「個人番号若しくは法人番号が」に、「個人番号と」を「個人番号若しくは法人番号と」に、「場合における当該個人を」を「ものを」に改め、同条第三項中「次項、次条、第九条の三及び第九条の四」を「以下第九条の四まで」に改め、同条第四項中「法第三条第一項に規定する」を削り、「同項」を「法第三条第一項」に、「（個人番号又は」を「（個人番号及び」に、「もの又は」を「もの」に、「に限る」を「又は前項の規定による確認をして作成されたものに限る」に、「前項」を「第三項」に、「対しては」を「対しては」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　国外送金等をする法人が、法人番号保有者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者をいう。第九条の三第二項において同じ。）に該当する法人である場合において、当該国外送金等に係る法第三条第一項の告知書の提出を受ける金融機関の営業所等の長が、当該告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された当該国外送金等をする法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をしたときは、当該国外送金等をする法人は、前項の規定にかかわらず、当該告知書の提出をする際、当該金融機関の営業所等の長に対しては、確認書類の提示を要しないものとする。

第六条第一項中「には」の下に「、前条第四項の規定による確認をした場合を除き」を加え、「（個人番号若しくは」を「（個人番号及び」に、「前条第二項」を「同条第二項」に、「該当する個人」を「該当する者」に、「前条第三項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「前条第四項本文」を「前条第五項本文」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第三項中「とし」の下に「同条第四項又は」を加え、「当該確認に係る同項の告知書にその」を「これらの規定による確認に係るこれらの規定の告知書にその」に改める。

第九条の三第一項中「次項」を「以下第三項まで」に改め、同条第三項中「個人が」を「者が」に、「とする」を「と、「第四項」とあるのは「第九条の三第二項」とする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「法第四条の二第一項に規定する」及び「（以下この条において「国外証券移管等」という。）を削り、「同項に規定する」を「法第四条の二第一項の」に、「もの又は」を「もの」に、「に限る」を「又は前項の規定による確認をして作成されたものに限る」に、「前項」を「第一項」に、「対して」を「対しては」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等（以下この条において「国外証券移管等」という。）をする法人が、法人番号保有者に該当する法人である場合において、当該国外証券移管等に係る同項の告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長が、当該告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された当該国外証券移管等をする法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をしたときは、当該国外証券移管等をする法人は、前項の規定にかかわらず、当該告知書の提出をする際、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に対しては、確認書類の提示を要しないものとする。

第九条の四第一項中「には」の下に「、前条第二項の規定による確認をした場合を除き」を加え、「（個人番号若しくは」を「（個人番号及び」に、「前条第三項」を「同条第四項」に、「該当する個人」を「該当する者」に改め、同条第二項中「前条第二項本文」を「前条第三項本文」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第三項中「とし」の下に「同条第二項又は」を加え、「当該確認に係る同項の告知書にその」を「これらの規定による確認に係るこれらの規定の告知書にその」に改める。

第十一条第二項中「よる過少申告加算税」の下に「の額」を加え、「のうち」を「（以下この条、次条第二項及び第十二条の三第五項において「過少申告加算税等基礎税額」という。）のうち」に、「又は第十二条の三第四項」を「から第六項まで又は第十二条の三第五項」に改め、同項第一号中「この条及び第十二条の三第四項」を「第四項まで並びに第十二条の三第三項及び第五項第一号」に改め、「。次項及び第十二条の三第四項において同じ」を削り、「いない事実」の下に「（以下この条並びに第十二条の三第三項及び第五項において「隠蔽仮装されていない事実」という。）」を加え、「限る」を「限る。以下この号及び次項において「国外財産に係るもの以外の事実」という」に、「次項、次条及び第十二条の三第四項」を「以下この条、次条及び第十二条の三第五項」に改め、同項第二号中「がある」を「（次項、第四項第二号及び第十二条の三第五項第二号において「隠蔽仮装された事実」という。）がある」に改め、「及び第十二条の三第四項第二号」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　百分の五控除特例規定、百分の五加算特例規定又は百分の十加算特例規定の適用がある場合において、税額の計算の基礎となるべき事実で百分の五控除特例規定、百分の五加算特例規定又は百分の十加算特例規定の適用がある国外財産以外の国外財産に係る事実（隠蔽仮装されていない事実に係るものに限る。以下この項において「特例適用国外財産以外の国外財産に係る事実」という。）があるとき（次項から第六項まで又は第十二条の三第五項の規定の適用がある場合を除く。）は、過少申告加算税等基礎税額（隠蔽仮装された事実があるときは、当該隠蔽仮装された事実に基づく税額として前項第二号の規定に準じて計算した金額を控除した税額）から当該特例適用国外財産以外の国外財産に係る事実のみに基づいて修正申告等があったものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額（国外財産に係るもの以外の事実があるときは、当該特例適用国外財産以外の国外財産に係る事実及び当該国外財産に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告等があったものとした場合における当該修正申告等に基づき同項の規定により納付すべき税額）を控除した税額を百分の五控除特例適用対象税額、百分の五加算特例適用対象税額又は百分の十加算特例適用対象税額とする。